

トラック奈良 10

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和 8 年] **2026**

No.390



飛鳥寺跡

(蘇我馬子建立の日本最初の寺院。平城遷都により移転し元興寺となる。)

秋の交通安全県民運動初日(近鉄奈良駅前行基広場)

日：令和8年9月21日(月) トラックの日PR活動



秋の交通安全県民運動初日(近鉄奈良駅前行基広場) … 巻頭	
過労死等防止対策セミナー ……………	2
働き方改革セミナー ……………	4
交通安全・労災防止対策委員会 ……………	5
適正化実施対策委員会 ……………	6
自動車整備士等近畿運輸局奈良運輸支局長表彰式 ……	7
奈良運輸支局自動車運送事業運行管理者表彰式 ……	8
御所市へ交通安全啓発冊子 ……………	9
県内農業関係者と他業種との連携強化の取組 ……	10

■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ ……………	11
■ 全ト協から	飲酒運転撲滅を目指して ……………	13
	軽油価格調査集計表(2026年7月) ……………	14
■ 奈ト協から	適正化事業・巡回指導報告書 ……………	15
	事業用自動車事故事例No.134 ……………	16
	KIT事業の案内 ……………	17
	トラックの構造上の特性 ……………	18
	10月・11月の行事(予定)表 ……………	19
	近代化基金融資の貸出金利と利子補給率について ……	20
	近代化基金融資推薦申込み公募要綱 ……………	21
■ 陸災防から	重大な労働災害を防ぐためには ……………	22
■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ ……………	24
■ 奈良労働局から	奈良労働局からのお知らせ ……………	25
	奈良県消防操法大会 ……………	巻末



近鉄大和八木駅前に2箇所 荷捌き施設整備

令和8年度 過労死等防止対策セミナー

日時：令和8年9月15日(火) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：15名

ドライバーの体と心を守る

過労死や健康起因事故の現状を知り、ドライバーの健康維持のため管理者がドライバーに生活習慣の改善を促す手法を学び、過労死等の防止ならびに健

康起因事故の削減を図ることを目的にセミナーを開催しました。講師はSOMPOリスクマネジメント（株）の西村伸光氏。座学とグループワークを織り交

ぜ、各社の課題やそれぞれの取組みについて話し合いました。セミナー終了後には修了証も手渡されました。主な内容は以下の通りです。

過労死等の現状－脳心臓疾患－

「過労死等」は業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因として死亡や強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡のこと。また死亡には至らなくても、これらの疾患や精神障害を発症した場合に労災と認定される。令和6年度の脳・心臓疾患に関する労災補償では業種別で運輸業・郵便業が請求件数、支給件数とも最多となっている。時間外労働が月60時間を超える



と支給決定件数は増える。長時間労働により疲労の蓄積が様々な弊害をもたらす。健康起因による重大事故は会社の経営にも

大きなダメージを与えることを知り、事業者は適切な措置を講じる必要がある。



▲講師の西村伸光氏

国の健康起因事故対策

「何人も（中略）過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない」と道路交通法第66条にドライバーへの罰則が記されており、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項には事業者への行政処分も定めら

れている。

健康起因事故につながるおそれのある疾患は早期の発見と早期の治療、予防が大切。そのため、全日本トラック協会では都道府県トラック協会を通じてスクリーニング検査のための助成事業を実施している。スクリーニング検査により睡眠時無呼吸症候群や脳血管疾患、視野障害などを早期に発見することが可能。国土交通省でも今年度予算でスクリーニング検査実施費用の2分の1を補助する予定（国土交通省の補助を利用する場合、全ト協の助成との併用は不可）。

ドライバーの異変への気づき

勤務実態や事故・ヒヤリハット、ドラレコなどからもドライバーの異変を察知することはできる。また点呼時の様子や会話のなかでドライバーの状態を確認し、異変があればとりあえず運転をさせない。疾病ごとに緊急の対応を要する症状や前兆、自覚症状もあるので、そうした兆候を見逃さずに対応することを事業者もドライバーも心掛けたい。

過労死等の現状－精神障害編－

精神障害による業種別の労災補償は医療・福祉が最も多く、運輸業・郵便業は4番目。多くはないが少なくもない。ただ令和4年以降、増加傾向にある。こうした中、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所は全事業所で60%を超えており、50人以上の事業所では94.3%になる。自動車運転従事者の精神障害は恒常的な長時間労働や心理的負荷が極度のものなどが要因となっており、メンタル不調で休職した従業員の相談内容は職場内の人間関係についてのトラブルが最も多い。

精神障害の基礎知識と対策

陸災防の調査によると、メンタル不調で休職に至るまでには何らかの異変が生じていたという回答が77%あった。気分の落ち込みやイライラ、欠勤や遅刻、服装の乱れ、表情が暗い、食欲がないなどの異変が生じている方がいたら、個別面談や産業医への健康相談を勧めるなどの働きかけが必要。精神障害の予防に対して事業者は体制を整備し、メンタル不調の未然防止や早期発見と適切な対応、職場復帰の支援などについて具体的な取り組みを行う。労働者数が50人以上の事業場では年1回のストレスチェックが義務化されている。

ストレスチェックの重要性

心の健康に配慮した職場づくりのために、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気づきを促すことを目的にストレスチェックを活用し、職場全体の声を分析して改善に役立てる。注意しないといけない点は、ストレスチェックはプライバシー保護のため、個人のストレスの結果を事業者は入手できない。また同じ理由から受検者数が10人未満の場合は集団分析を実施しないとしている。

過労死で一緒に仕事をしていて人が亡くなると会社にとっても経営の危機につながる。労働者がつらい目に合わないよう配慮することが事業者に求められている。

疾病ごとの異変を察知

脳血管疾患

意識の異常

- ・意識がもうろうとしている
- ・反応が鈍い

など

言葉の異常

- ・ろれつが回らない
- ・言いたいことがうまく言えない

など

手足の異常

- ・体の半分がうまく動かない、麻痺している、しびれている
- ・体の半分の感覚がいつもと異なる

など

眼の異常

- ・片目が見えない、視野が半分になる、ものが二重に見える

など

めまい・頭痛

- ・(吐き気や嘔吐を伴う)めまいや頭痛
- ・突然の激しい頭痛

心臓疾患

緊急の対応を要する症状

- ・胸の中心からのどやあご、左肩、背中にかけて持続する痛みや圧迫感
- ・激的な痛みを伴う胸痛、腰痛、腹痛
- ・息切れ、めまい、吐き気を伴う胸痛
- ・呼吸困難
- ・冷や汗を伴う動悸
- ・気が遠くなる症状(失神)
- ・安静時にも現れる胸痛

主な前兆や自覚症状

- ・胸の痛み、圧迫感、締め付け感、およびこれらに付随するのどからあご、左肩、左上肢、心窩部(みぞおち付近)の痛み、吐き気
- ・尿量の減少
- ・体重の増加
- ・足のむくみ
- ・消化器症状(食欲低下、吐き気、身体がだるい、肝臓のあたりが重いなど)
- ・息切れ、呼吸のしにくさ
- ・咳、痰

令和8年度 働き方改革セミナー

日時：令和8年8月27日(木) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：7名

働き方改革の正しい理解と取組みの重要性の認識を深め、各事業主の課題解決に向けた取組みを支援することを目的に「奈良働き方改革推進支援センター」の協力を得てセミナーを開催しました。奈良県内で令和8年6月末時点で労災事故（死亡災害）が2件発生していることから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を活用し、各事業場で労災事故防止対策の徹底を要請した。

助成金を活用して労務管理をすすめましょう

講師：奈良働き方改革推進支援センター 社会保険労務士 中垣 長氏



▲中垣 長氏

働き方改革推進支援助成金は各都道府県の労働局 雇用環境・均等部（室）に「交付申請書」を提出（申請期限10月2日）、交付決定後、提出した計画に沿って改善事業を実施（令和9年1月31日まで）。事業実施予定期間が終了した日から起算し

て30日後の日か令和9年2月5日のいずれか早い日に支給の申請をする。今年度は日程的にタイトなので来年に向けて準備するのがいいかもしれない。

業務改善助成金は雇用保険の被保険者を対象とするなどいくつかの点で変わっている。申請にあたっては最新の交付要綱・要領で助成要件を確認の上で申請をしてほしい。こうした助成金を活用してクラウド型勤怠管理システムを導入するとドライバーがスマホで外出先からでも打刻・申請の対応ができる。勤怠管理システムは間違いを減ら



すことにもつながる上、業務の効率化にもつながる。働き方改革推進支援センターではこうした相談に対応しているので相談の上で進めていくのもいい。

他にも奈良県中小企業等賃上げ促進事業給付金やキャリアアップ助成金、特定求職者雇用助成金などもあるので、こうした制度を活用して、人手不足を解消し、働き方改革を進めてほしい。

運送事業におけるハラスメント対策について

講師：奈良働き方改革推進支援センター 社会保険労務士 松岡憲司氏



▲松岡憲司氏

今年10月1日に施行される労働施策総合推進法と男女雇用機会均等法では、法律等の一部改正により、事業主が措置を講じることが義務化される。これによりハラスメント対策を強化し求職者等に対するセクシャルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付けられる。事業主は正当

なクレームとカスタマーハラスメント（以下カスハラ）の線引きを明確にし、社内で共通認識を共有することが求められる。

クレームの中でも企業や従業員に対して度を越えた要求がカスハラに該当する。カスハラの中には企業への要求を伴わない単なる嫌がらせもある。厚生労働省では長時間の電話や大声での恫喝や罵声、暴言を繰り返すなど「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」で事例を紹介するなどガイドラインを設けている。貨物運送業におけるカスハラは納品先での暴言や威圧行為、付帯業務の強要、精神的・身体的・性的加害行為などがある。ドライバーや従業員

を守るために方針を明確化し、必要な体制の整備に努めてほしい。

カスハラと判断した場合は、冷静に顧客等の主張・要求を聞きつつも会社として要求に応じることができない旨を伝える。また毅然とした対応で、警察を呼ぶ、トラックGメンへ連絡をするなどの対応が必要。



▲個別相談の様子

第2回交通安全・労災防止対策委員会

日時：令和8年9月7日(月) 午前10時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：吉岡担当副会長、委員9名、役員2名、事務局2名 以上14名

挨拶

西川委員長より、奈良県内で発生した死亡労働災害について、各事業者及び支部においても労働災害防止を徹底するように呼びかけた。

吉岡副会長より、雨天時のフォークリフトの取扱いを例に挙げて労働災害防止を呼びかけた。

指示事項

「労働安全衛生について」

奈良労働局 労働基準部 健康安全課 健康安全係 中西 雄大 氏

運送業における労働災害発生状況について説明。荷役作業中の災害発生割合が約7割と高くなっており、事故の型別の割合で最も多いのが墜落・転落となっている。

荷役作業中の災害を防ぐために、作業手順の整備と作業指揮の徹底等が重点対策として挙げられる。奈良県内で起きた死亡災害についてもこれらの対策によって防げた可能性が高い。各事業者においては、災害防止対策を今一度徹底して欲しい。



▲中西雄大氏

議題



▲吉岡幹自担当副会長



▲西川武志委員長

(1) **令和8年 秋の交通安全県民運動への取組について**

県内各地域における令和8年秋の交通安全県民運動期間中の取組について報告した。

(2) **子どもの事故防止対策事業について**

交通事故防止対策及び自転車の安全利用促進事業として、足形ストップマークや啓発用クリアファイル等を県内各市町村や県内小学校・高等学校へ配布した事を報告した。

(3) **奈良・針トラックステーションの施設利用状況について**

令和8年4月から令和8年6月における大型トラックの立寄台数が39,029台で、東神ト

ラックステーションに次ぐ全国2位であったことを報告した。

(4) **第12回 奈良県フォークリフト運転競技大会について**

令和8年9月26日(土)に奈良県トラック会館で開催されることを報告した。

(5) **第52回 奈良県産業安全衛生大会について**

令和8年10月30日(金)にかしはら万葉ホールで開催されることを報告した。

(6) **セミナー等の実施状況について**

法令遵守セミナー(6/17) 参加者 54社55名
健康管理セミナー(7/23) 参加者 14社18名
働き方改革セミナー(8/27) 参加者 6社7名

(7) **その他**

中林専務理事より、子どもや高齢者の事故防止に関する事業をこれからも推進していく事と、同封している奈良県高速道路交通安全協議会が作成した高速道路の逆走防止に関するクリアファイルに関する説明があった。

第1回適正化実施対策委員会

日時：令和8年9月8日(火) 午前10時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：辰巳委員長、委員7名、役員2名、事務局3名 以上13名

指導事項

「トラック・物流Gメン、荷待・荷役などについて」

近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門

運輸企画専門官 東 晃一郎氏



▲東 晃一郎氏

トラック・物流Gメンは、奈良県下の商工会議所等への訪問、労働局やトラック協会と連携し活動している。荷主等の違反原因行為についての調査票を改善し情報提供に繋がった。物流環境を改善していく中で情報提供があるのは皆様のご協力のおかげである。今後も物流行政にご理解ご協力をお願いしたい。

議 事



▲辰巳貴昭委員長

(1) 巡回指導について

令和8年度は霊柩事業者への巡回指導を重点的に実施していることを報告した。年間目標180件に対し実施件数は72件（一般貨物39件、霊柩33件）、このうち前回D・E評価の

事業所32事業所に巡回指導を実施し、31事業所がC評価以上に向上した。

指導率が最も高い項目は「特定の運転者に対する特別な指導」で53.8%で、そのうち「高齢運転者に対する特別指導の未実施」が最多であった。

荷主等の違反原因行為の情報収集については、令和8年4月から7月までに、巡回指導や電話・訪問等により情報収集を実施し、奈良運輸支局へ合計2件の情報提供を行った。

(2) 2026年度貨物自動車運送事業安全性評価事業について

認定取得率の目標に関して、第40回奈良県適正化事業実施機関評議委員会において蓮花委員長より全国の認定率（34.4%）に近づけるためには、単年度計画よりも、中長期的な視点に立った5カ年計画とする方が望ましいとの意見を受け、2026年度から2030年度までの5カ年計画へ変更したことを報告した。

Gマーク取得率向上への対応として、巡回指導を実施したA・B評価事業所及び奈良県適正化事業実施機関の優良事業所表彰を受賞

した事業所に、個別電話等による取得促進を図った。2026年度は、新規11事業所、更新39事業所の計50事業所の申請を受付したことを報告した。

(3) 令和8年度自動車整備士等近畿運輸局奈良運輸支局長表彰について

小谷輝彦氏（コタニ運輸㈱）が多年にわたり車両の管理業務に従事し車両保全の向上に寄与したとして、8月25日に表彰されたことを報告した。

(4) 各種セミナーについて

適正原価管理の実現に向けた標準的運賃活用セミナー（10/27、11/17）、中小トラック運送事業者のためのDX推進セミナー（1/19）などの開催について報告した。

第40回物流セミナーについては、令和9年1月16日に帝塚山大学 客員教授 西山 厚氏を講師に招聘し、開催することを報告した。

(5) その他

★道路貨物運送業における労働災害防止の徹底について

令和8年6月末までに奈良県内の道路運送業において荷役作業中に2件の死亡災害が発生していることを受け、奈良労働局長より労働災害防止対策の徹底に関する周知要請があったことを報告、各事業者においても安全作業の徹底を要請した。



令和8年度 自動車整備士等近畿運輸局奈良運輸支局長表彰式

日時：令和8年8月25日(火) 午前10時～

場所：奈良運輸支局 2階 会議室



▲前列左端 塚本会長、右から3人目 辻本支局長、前列右端 海保会長(奈良県自動車整備振興会)、後列左 小谷氏

自動車整備士等として、永年にわたり自動車整備業務に従事され、自動車整備の振興に貢献された功績を称え、近畿運輸局奈良運輸支局長表彰式が举行されました。奈良県トラック協会の関係ではコタニ運輸(株)代表取締役小谷輝彦氏が表彰されました。

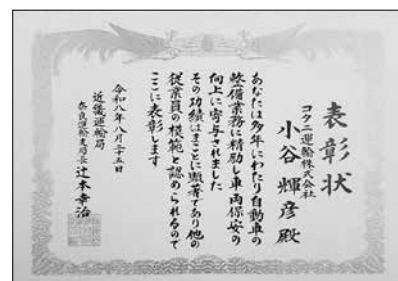
他の受賞者は(有)樫原自工の田邊秀樹、(株)中谷モータースの舟越誠和、帝産観光バス(株)奈良支店の山村隆彦の3氏。卓越した技術・技能で整備業界の発展に尽力し車両の安全運行や排ガス削減など環境保全にも貢献した取り組みが評価されました。

表彰状を手渡した辻本幸治支



▲塚本会長から記念品を受取る小谷氏

局長は式辞の中で「整備業界でも急速に電子化が進んでいるが最終的に安全を支えるのは人。皆様が培われた豊富な経験や高度な技術を若い人たちに継承できるように、後進の指導にお力添えをいただきたい」と強調。来賓を代表して祝辞を述べた奈良県自動車整備振興会の海保力也会長は「(整備業界は)人材不足や労働環境の改善など様々な



課題を抱えている。そうした課題の解決のためにも技術の研鑽に励み自動車ユーザの信頼をさらに高める努力を積み重ねていかなければならない」と力を込めました。

小谷氏は式典後、「安心安全な社会の実現を支えるため、さらに精進してまいります」と話しました。

令和8年度 奈良運輸支局自動車運送事業運行管理者表彰式

日時：令和8年9月9日(水) 午前10時～

場所：奈良運輸支局 2階 会議室



▲右から塚本会長、大井氏、辻本支局長

自動車運送事業の運行管理者として業務に精励し、その成績が優秀であることから当協会員の新口運送店 大井孝益氏が奈良運輸支局長表彰を受賞されました。

式典では近畿運輸局奈良運輸支局の辻本幸治支局長が「安全性向上と運行管理の高度化に大きく貢献。また運転者の健康管理や適性診断の活用、安全教育の充実に努めて後進の運行管理

者や運転者の育成にも力を奮われるなど模範となるものである。これまでに培われた豊富な経験と卓越した知識を活かして引続き、安全確保と運行管理業務の向上に努めて、業界の発展と後進の育成にご尽力頂きたい」とあいさつ。

来賓として出席した奈良県トラック協会の塚本哲夫会長は「運送業界を取巻く環境は依然厳しい状況にあるが、輸送の安

全是最優先と考えている。以前、安全運行について奈良運輸支局に相談した時、輸送の安全は点呼が安全の要であり、すべてにわたって基本に忠実にとご指導頂いた。大井様は長年にわたり基本を大事にした運行管理を行って頂いている。安全運行のために引き続きお願いしたい」と祝辞を述べました。



▲塚本会長から記念品を受取る大井氏



御所市へ交通安全啓発冊子

令和8年9月4日（金）、奈良県トラック協会森本好美御所支部長が、御所市役所危機管理課へ、冊子「自転車事故を防ぐには（蓮花一己帝塚山大学名誉教授監修）」を届けました。

危機管理課からは、「交通安全運動が間もなく始まる時でもあり、地域の方々の交通事故防止のため活用させていただく。」と話がありました。



▲森本支部長（写真左）

奈良県食農部

県内農業関係者と他業種との連携強化の取組について

日：令和8年9月16日(水)

場所：奈良県トラック会館

奈良県食農部 片山健太郎次長が来訪され、県内農業関係者と他業種との連携強化の取組について説明がありました。

片山次長は、「奈良県の農業産出額は全国45位であり、また、農業の担い手の減少、高齢化、耕地面積の減少など県内農業は厳しい現状に置かれています。そのような中でも県内には、様々な農業従事者・関係者・団体が存在しており、地域内の他業種との連携、マーケティング・販売面での連携を図ることが地域経済の好循環を生み出す鍵だと考えています。令和9年度に、中・長期的な視点で奈良県の食と農における課題解決に向けて、官民連携して課題・情報の共有、意見交換、情報発信等の場を設置したいと考えています。」と話されました。



▲片山 食農部次長

近畿交通共済からのお知らせ

セカンドステージ

令和
8年度

令和8年10/1(木) → 令和9年3/31(水)

自動車共済
新規獲得

推進キャンペーン



入賞条件

A・Bの各部門別に
上位3位までの地域へ

表彰及び副賞を贈呈

A 新規契約事業者数部門 B 自動車共済契約掛金部門

特賞

新規事業者の紹介
1件成立につき、
ご紹介いただいた組合員様に

お礼の品を進呈

ご契約について
お問い合わせや
ご相談は下記まで
お電話ください。営業課(本部)
河北事務所
泉州事務所
奈良事務所
和歌山事務所
滋賀事務所
京都事務所
キンコウセーフティ(株)【代理店】〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2
〒532-0011 大阪市淀川区西中島2-14-6(新大阪第2ビル9階)
〒590-0985 堺市堺区戎島町4-45-1(ポルトセンタービル3階)
〒630-8231 奈良市本守町1-1(奈良上三條ビル4階)
〒640-8341 和歌山市黒田1-1-19(阪和第一ビル4階)
〒520-3047 堺市手原3-1-25(堺東商工会館内)
〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5(京都自動車会館内)
〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2TEL.06(6965)2824
TEL.06(7632)5855
TEL.072(231)9781
TEL.0742(90)0510
TEL.073(403)6486
TEL.077(502)0210
TEL.075(671)1894
TEL.06(6965)2561

近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2 TEL.06-6965-2828(代) FAX.06-6965-2838

近畿交通共済協同組合

<https://www.kinkyo.or.jp>

自動車共済・自賠責共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

お問い合わせ・ご連絡は 当組合奈良事務所 0742-90-0510

近畿共済安全通信

2026年
10月号

スポーツの秋！

体を動かして 心も元気に！

今日からできる一歩が、
健康と安全につながります。

体を動かす3つのメリット



健康づくり
病気に負けない
体づくり



気分リフレッシュ
ストレス解消で
心もスッキリ



良い睡眠
ぐっすり眠れて
毎日快適

おすすめの運動



**ウォーキング・
ジョギング**
無理なく続けられる
基本の運動



ゴルフ
楽しみながら
体力アップ

今日から、
**体を動かす習慣を
始めましょう！**



全日本トラック協会のホームページでは、「ドライバーの押さえておきたい
ヘルスケアポイント動画」が公開されています。併せてご覧ください。

飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転防止対策のすすめ方

ドライバーへの啓発広報活動

勤務時間前の飲酒の禁止



体内に入ったアルコールはすぐには消えません。一般に、体重 60 キロの人が 500ml の缶ビールを飲んだ場合、アルコールが消えるまでには 3～4 時間がかかるといわれています。例えば、3 本の缶ビールを飲んだ場合には、8 時間が経過してもアルコールは消えないことになります。

したがって、飲酒后 8 時間が経過すれば血中濃度が必ずしも平常値に戻るわけではありません。

また、アルコールが消えるまでの時間については個人差が大きく、年齢や体質、その時の体調や飲酒量などにより大きく左右されますから、その点をドライバーにしっかりと認識させる必要があります。

酒気帯びの有無等の申し出



貨物自動車運送事業輸送安全規則第 17 条の「運転者の遵守事項」において、「酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を事業者に申し出ること」と定められています。

したがって、点呼時等に、飲酒の有無や、飲酒量、飲酒後の経過時間、睡眠状況、体調などを、ドライバーが申し出るよう指導を徹底する必要があります。

休憩時や仮眠前の飲酒の禁止



走行中はもちろんですが、休憩時や仮眠前の飲酒も厳禁とします。

特に、仮眠前は寝付きをよくするために飲酒するドライバーも見られますが、仮眠前の飲酒は、酒気帯び運転の原因となるだけでなく、それが習慣化すると、いわゆる「アルコール依存症」につながる危険もありますから、たとえ少量でも仮眠前に酒は飲まないよう指導を徹底する必要があります。

また、フェリー乗船中など運行途中の休息期間中における飲酒も酒気帯び運転につながりますから、禁止するよう指導を徹底する必要があります。

軽油価格調査集計表(2026年7月)

令和8年8月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2026年7月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	125.37	121.22	129.06

2026年7月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	125.78	122.33	129.69
出光昭和シェル	120.50	122.27	127.00
キグナス		116.85	
コスモ	121.90	120.25	123.80
その他	127.40	120.25	129.58

2026年7月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	125.04	121.67	130.72
30～50キロリットル未満	127.00	118.70	122.41
50～100キロリットル未満	125.33	121.15	
100キロリットル以上	127.10	120.17	

2026年7月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	117.73	120.67	127.70
30～60日未満	125.75	119.86	129.27
60日以上		128.33	

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2026年3月	130.52	132.06	129.99
2026年4月	129.64	129.43	132.00
2026年5月	133.47	123.30	128.12
2026年6月	129.15	120.71	128.18
2026年7月	125.37	121.22	129.06

※消費税抜きの価格となります。

適正化事業・巡回指導報告書(令和8年8月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和8年8月実施状況		令和8年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
18件	16件	4月	18件	8月	16件	12月	件	88件
		5月	18件	9月	件	1月	件	
		6月	20件	10月	件	2月	件	
		7月	16件	11月	件	3月	件	

令和8年8月実施結果									
調査事項							調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等		1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。					15	0	0.0%
		2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。					15	0	0.0%
		3. 自動車庫庫の位置及び収容能力に変更はないか。					15	0	0.0%
		4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。					15	0	0.0%
		5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。					15	0	0.0%
		6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)					8	0	0.0%
		7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。					15	0	0.0%
		8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。					15	0	0.0%
II. 帳簿類の整備、報告等		1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。					3	0	0.0%
		2. 自動車事故報告書を提出しているか。					1	0	0.0%
		3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。					16	0	0.0%
		4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。					15	0	0.0%
		5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)					7	1	14.3%
III. 運行管理等		1. 運行管理規程が定められているか。					15	0	0.0%
	○	2. 運行管理者が選任され、届出されているか。					11	0	0.0%
		3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。					10	0	0.0%
		4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。					15	0	0.0%
	○	5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。					16	0	0.0%
		6. 過積載による運送を行っていないか。			☆		10	0	0.0%
	○	7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。					16	3	18.8%
		8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。					16	0	0.0%
		9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。			☆		9	1	11.1%
		10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。					1	0	0.0%
	○	11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。					15	3	20.0%
	○	12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。					12	2	16.7%
	○	13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。					12	0	0.0%
IV. 車両管理等		1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。					12	0	0.0%
	○	2. 整備管理者が選任され、届出されているか。					11	0	0.0%
		3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。					11	0	0.0%
		4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。					15	1	6.7%
	○	5. 定期点検及びその保存がされているか。					15	4	26.7%
V. 労基法等		1. 就業規則が制定され、届出されているか。					5	0	0.0%
		2. 36協定が締結され、届出されているか。					16	1	6.3%
		3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)					15	0	0.0%
	○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。					15	3	20.0%
VI. 法定福利		1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。					15	0	0.0%
		2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。					15	0	0.0%
VII. 運輸安全マネジメント		1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。					15	0	0.0%
指導件数合計							473	19	3.7%

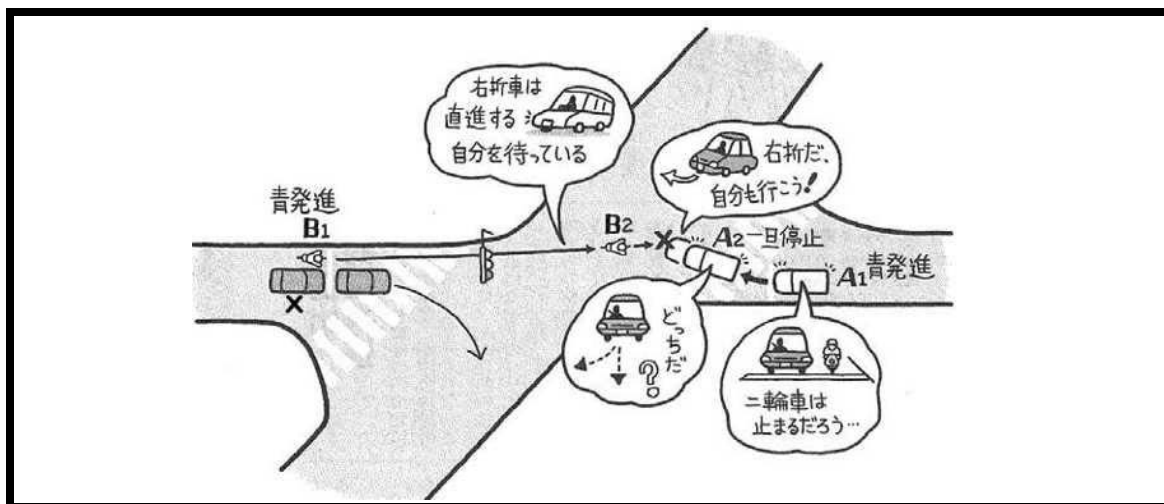
(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	6件	1件	2件	件	件	件	9件
新規参入	件	件	1件	件	件	件	1件
新規(他)	3件	2件	件	件	件	件	5件
特別(労)	件	件	件	件	件	1件	1件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	9件	3件	3件	件	件	1件	16件

事業用自動車事故事例 No.134

(一般貨物) 普通貨物車と二輪車の変形十字路交差点での出会い頭事故

■ 事故の概況



事故類型：出会い頭

発生日時：夜 曇り

当事者A：普通貨物車 30歳代 男性

当事者B：二輪車 10歳代 男性

■ 事故の概要

Aは、往復1車線の道路を走行中、変形十字路交差点を右折しようとし、信号が赤になったので停車しました。対向側の先頭にも信号待ちのX車がい、その右にはB車がいるのが見えました。B車は左折か直進するだろうが、先に交差点内に進入してしまえばB車が止まるだろうと考えました。

Aは信号が青に変わったのを確認してから、交差点に進入しました。X車も動き出しましたが、方向指示器を出していなかったため、Aは交差点内で停止してX車の動静に注意しました。X車が右折を開始したので、Aは自分も右折を開始したところ、突然、直前にB車が現れたため、急ブレーキをかけましたが間に合わず衝突しました。

一方、B車は信号が青になって交差点内に進入した際、A車が停止したのを見て自分の進行を待っているものと解釈しました。そのまま時速約20kmで進行したところ、突然A車が右折を開始したためブレーキをかけましたが、間に合わず衝突してしまいました。

■ 事故から学ぶ

この事故の直接の原因ではありませんが、直進してくる二輪車を正面からみて正確な速度を読み取るのは大変難しいことが分かっています。それは二輪車が小さく見えるとか、目立ちにくいとか、様々な理由があるようです。

自分が交差点で右折待ちをしていて、対向側から二輪車が直進してくるときは、直進二輪車の通過や停止を確認してから右折を開始したほうがより安全です。

K I T 事業の案内

全国の7000社
と繋がる!
新規顧客開拓に!

荷物と輸送のマッチングシステム

WebKIT2のご案内

WebKIT2プラス5つの特長

輸送効率があがる

ドライバー不足などの影響で課題がたくさんある昨今、事業者同士が相互に手を結び、経営資源を共有・補完しあうことが必要です。仕事や車両を融通し合うことで輸送効率の向上を図ります。

安心のネットワーク取引

WebKITには優良な事業者が多く参加している上、万一の場合でも、協同組合同士で責任を負う仕組みができていますので、この点でも安心してご利用いただけます。

事故に備えた補償制度

WebKITでは、荷物の破損事故に備えた「KIT荷物保険」と、組合員の倒産等に備えた「KIT運送代金補償」への加入を義務付けているため、安心かつ安全な取引環境を確保しています。

需給動向の把握

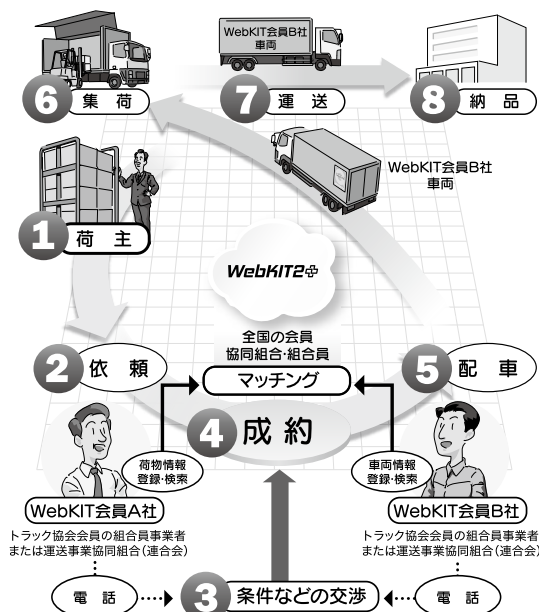
WebKITでは、全国の荷物や車両その時々需給動向をリアルタイムに確認できますので、その時々需要動向をいち早く把握することができます。最適な配車管理や運賃動向の把握に役立ちます。

高い利便性と機能

全国の会員が登録する情報は、荷物の積み地・卸し地や車両の空車地・行先地が都市区分単位で検索・表示されるので、情報を利用して正確に共有することができます。

WebKIT2プラスご利用の流れ

インターネットを利用して、荷物を依頼する側と車両を活用したい運送側が、それぞれ情報登録や検索を行います。うまくマッチしそうな情報を見つけたら、まず相手先に電話で連絡します。さらに、詳細な条件を詰めた上で、成約に結びつけます。



奈良県キット事業協同組合加入金額

組合出資金	50,000円
※出資金は退会時に全額返金	
キャンペーン中! 先着30社限定!	
今なら月会費と1ID利用料が3ヵ月無料!	
組合月会費	-2,000円
WebKIT2+利用料	1IDにつき2,000円

WebKIT2プラス紹介動画

WebKIT2プラスの詳しい利用方法や利用者様のご意見、喜びの声、成功事例などをご覧ください。



右のQRコードから動画をご覧ください。



組合入会でのさらなるメリット

組合価格で軽油と尿素をご購入いただけます。

■軽油販売	■尿素販売 (令和8年7月現在)
エネクスフリート (株)	日本炭灰 (株) 94円/L
(株) ENEOSウイング	三井物産プラスチック (株) 85.5円/L
	※消費税別 ※支払サイト50日

奈良県キット事業協同組合ホームページ <https://nara-kit.com/>

奈良県キット事業協同組合加入
WebKIT2+のご利用
についてのお問い合わせは

奈良県貨物運送事業協同組合連合会
奈良県キット事業協同組合

〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町 170 番地 15
TEL 0743-58-6080



ホームページQRコード

トラックの構造上の特性

3 車幅と運転

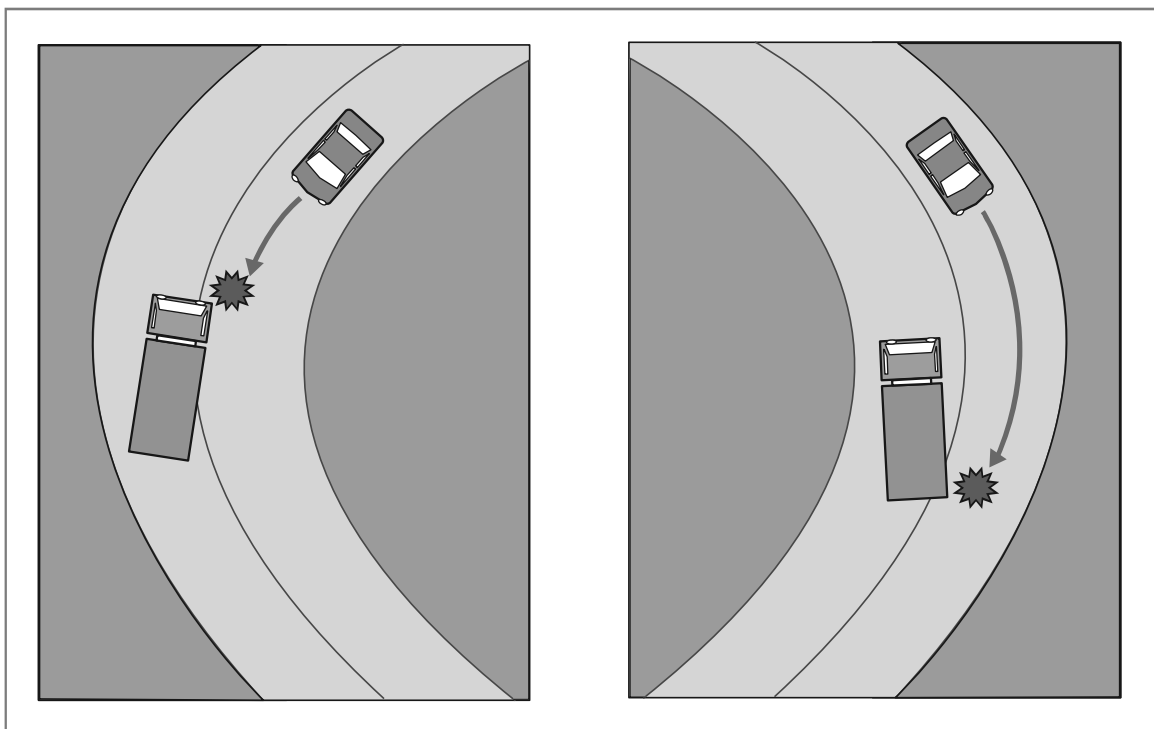
② カーブを走行するとき

◆カーブでは対向車線へのはみ出しに注意

トラックは車幅が広いため、片側1車線の比較的道幅の狭いカーブでは、車体の一部が対向車線にはみ出してしまふことがあります（図29）。右側のミラーできちんとセンターラインをとらえ、はみ出さないような運転をしましょう。



図29 狭いカーブでの対向車線へのはみ出しに注意



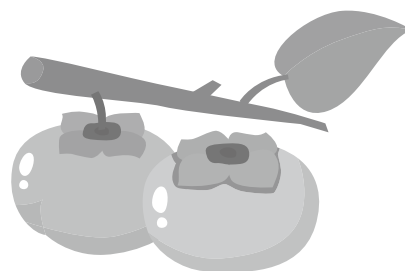
トラック協会・陸災防奈良県支部

10月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
1	木	10:00～	不正軽油追放啓発展及び街頭啓発活動	奈良・針 T S
4	日	7:45～	移動健康診断	奈良県トラック会館
8	木	13:30～	省エネ運転講習会	奈良県トラック会館
15	木		第31回全国トラック運送事業者大会	ふくやま芸術文化ホール
18	日	7:45～	移動健康診断	奈良県トラック会館
20	火	13:00～	荷役災害防止担当者研修	奈良県トラック会館
25	日	10:00～	令和8年度 奈良県防災総合訓練	保田遊水地(川西町)
27	火	13:30～	第1回適正原価管理の実現に向けた標準的運賃活用セミナー	奈良県トラック会館
28	水	13:30～	奈良県の道路と都市公園整備の充実を求める合同県民大会	かしはら万葉ホール
30	金	13:00～	第52回奈良県産業安全衛生大会	かしはら万葉ホール

11月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
5	木	13:30～	グリーン経営促進研修会	奈良県トラック会館
6	金	10:00～	令和8年度安全性優良事業所奈良運輸支局長表彰式	奈良運輸支局2階会議室
10	火	13:30～	車輪脱落事故防止対策セミナー	奈良県トラック会館
17	火	13:30～	第2回適正原価管理の実現に向けた標準的運賃活用セミナー	奈良県トラック会館
20	金	13:00～	令和8年度安全性優良事業所近畿運輸局長表彰式	大阪合同庁舎第4号館
24	火	10:00～	引越基本講習	奈良県トラック会館
25	水	10:00～	引越管理者講習	奈良県トラック会館



近代化基金融資の貸出金利と利子補給率について

令和8年9月10日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸し出し利率が次の通り変更された旨、全ト協から通知がありましたのでお知らせ致します。

1 貸出利率

期 間	現行(改定前)	改定後
1年以上～3年以内	3.25%	3.40%
3年超～7年以内		
7年超～10年以内		

2 実施日

令和8年9月10日

3 下期の利子補給率について

今年度より近代化基金融資の取り扱いが一部変更になっており、利子補給率が上期・下期で変更となる取り扱いになっております。(上期利子補給率1.0%)

下期(10月1日以降の受付分)の利子補給率は「8月の長期プライムレートに3分の1を乗じた利率(小数点第二位を四捨五入)が下期の推薦融資分の利子補給率」と定義されることから、**下期の利子補給率は1.1%**。上期対比+0.1%となります。



令和8年度 近代化基金融資推薦申込み公募要綱

会 員 各 位

(公社)奈良県トラック協会
会長 塚本 哲夫
(公印省略)

令和8年度(下期)近代化基金融資推薦申込みの公募について

車両等購入や物流施設の整備等が融資推薦の対象となります。

1. 奈良県近代化基金融資推薦申込み公募要綱(奈ト協)

融資限度	1会員3千万円	
公募期間	令和8年10月1日(木)から令和8年11月27日(金)まで	
融資利率	融資日の長期プライムレート	
利子補給率	一般融資	1.1%
	環境対応車・省エネ関連機器導入	1.1%
	ポスト新長期等規制適合車導入	1.1%

2. 中央近代化基金「燃料費対策特別融資」推薦申込み公募要綱(全ト協) (注)奈良県近代化基金融資推薦の限度額とは別枠です。

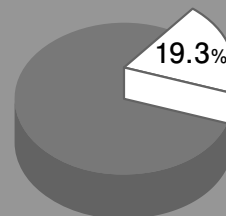
融資限度	1会員2千万円	
公募期間	令和8年10月1日(木)から令和8年12月30日(水)まで (但し、公募枠の40億円に達し次第申込受付締切)	
融資利率	融資日の長期プライムレート	
融資推薦対象	ポスト新長期規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車で、平成27年度燃費基準を達成した車両の導入に必要な設備資金	
	自家用燃料供給施設整備に必要な設備資金	
利子補給率	1.1%	

3. 中央近代化基金「補完融資」推薦申込み公募要綱(全ト協)

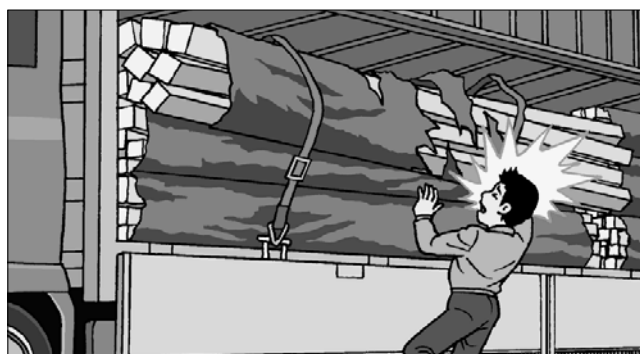
融資限度	事業規模が1億円以上の大規模プロジェクトで、令和8年度以降の投資額の30%以内で未払い金額の範囲内。但し、上限金額は5億円とし、投資額の30%が5千万円未満の場合は5千万円	
公募期間	令和8年10月1日(木)から令和8年11月27日(金)まで (但し、公募枠の30億円に達し次第申込受付締切)	
融資利率	融資日の長期プライムレート	
融資推薦対象	トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金	
	人材確保及び生産性向上のための設備資金(車両購入及び改造は除く)	
利子補給率	1.1%	

(本件担当 山村)

重大な労働災害を防ぐためには

2 トラック・荷台等での
荷崩れによる
死亡災害

「トラック・荷台等での荷崩れ」による死亡災害事例を分析すると、「積みおろし時における被災」がこれら事例の半数以上を占めており、荷物の固定・固縛^{こばく}が不適切だった例が多く見られました。通常、積みおろし担当者は積付け時の状況が分からないため、積みおろし時の危険を的確に把握できず、その結果災害に至ってしまうケースがあります。

**事例 1 固定ベルトを外した途端に
多くの角材が落下（死亡災害）**

被災者は、トラック（ウイング車）の積荷である角材180本の束の積み付け状況を点検していました。角材はラッシングベルトで固定されていたものの、点検のためベルトを緩めたところ、角材の束が崩壊し、被災者は角材の下敷きになりました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

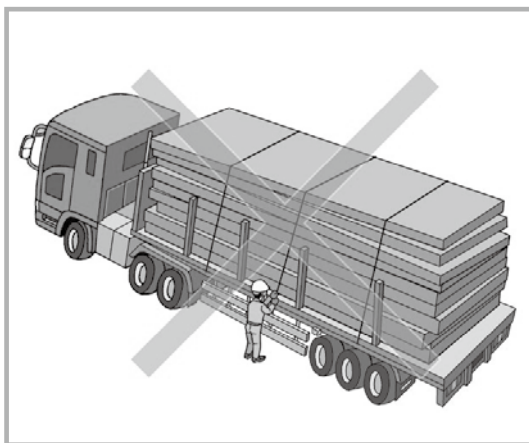
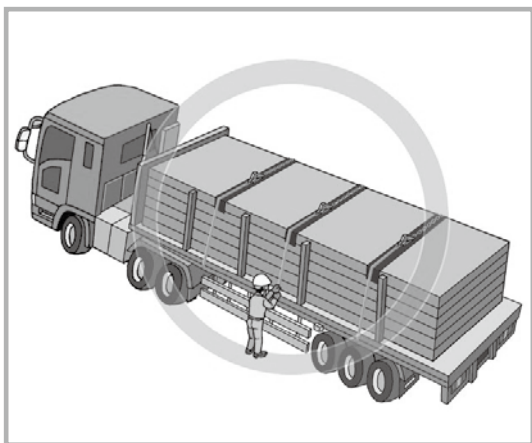
**事例 2 ドラム缶とともに転落。
ドラム缶が被災者に直撃（死亡災害）**

被災者は、積載されているドラム缶を、トレーラーコンテナの奥からフォークリフトのあるトラック荷台側面に移動させる作業をしていましたが、コンテナから地面へドラム缶とともに転落し、ドラム缶が被災者に直撃しました。なお、コンテナ内部の底面には雪が残っており、非常に滑りやすい状態でした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント！

対策

積付け時には、積荷の状態を確認すること（積みおろし配慮）



ひとこと アドバイス

荷崩れが起きやすいような形で積付けが行われると、積みおろしの際に非常に危険です。積みおろし担当者が安全な積みおろしができることを前提に、積付け時の積みおろし配慮を行いましょう。

また、荷崩れを防ぐために、適切な固定・固縛を行うなど、適正な方法で荷を固定させることが非常に重要です。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 積荷の状態に応じて作業指揮者を定めましょう
- ▶ 荷の固定・固縛方法に係る研修を実施しましょう
- ▶ 積付け・積みおろし時に渡し板等が必要な場合には、板の脱落防止や荷の滑り止め措置を実施しましょう
- ▶ トラックの走行途中で積荷の固定・固縛方法を点検しましょう
- ▶ 荷崩れに繋がりやすい荒い運転（急制動、急発進、急旋回など）をしないようにしましょう
- ▶ 荷台のあおりやウイング等を動かす際には、事前に荷が立てかけられていないかを確認しましょう



参考資料

「安全輸送のための積付け・固縛方法」では、荷崩れを防ぐための積付け・固縛時の注意点などについて紹介していますので、参考にしてください。

資料提供：公益社団法人全日本トラック協会



奈良県警察本部からのお知らせ



奈良県警察本部から



1 県内の交通事故発生状況

9月15日 現在

区 分	令和8年	前年同期	増減数	備 考
総件数	28,602 件	28,599 件	3 件	1日あたり約 110 件
人身事故件数	1,861	1,833 件	28 件	1日あたり約 7 件
死者数	20	17 人	3 人	約13日に 1 人
負傷者数	2,245 人	2,237 人	8 人	1日あたり約 9 人
物件事故件数	26,741 件	26,766 件	-25 件	1日あたり約 104 件

※令和8年の件数、死傷者数は概数です。

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

9月15日現在

区 分	令和8年	前年同期	増減数
総件数	1,555 件	1,485 件	70 件
人身事故件数	107 件	84 件	23 件
死者数	5 人	3 人	2 人
負傷者数	132 人	104 人	28 人
物件事故件数	1,448 件	1,401 件	47 件

※令和8年の件数、死傷者数は概数です。



3 秋の交通事故防止

トラック
運転者の皆さんへ

10月の運転で気を付けること

秋は日没が早まり、気温の変化や行楽・イベントなどで交通環境が変わります。安全運転を徹底しましょう！



① 日没の1時間前までに 早めのライト点灯を！

- 夕暮れ時は視界が急に悪くなります。
- 早めのライト点灯で、自車の存在を周囲に知らせましょう。



目安は「日没の1時間前」

② 朝晩の冷え込みに注意！ 体調管理をしっかりと

- 寒暖差で体調を崩しやすい時期です。
- 十分な睡眠とバランスの良い食事で、健康管理を徹底しましょう。



③ 行楽・イベントによる 交通の混雑に注意！

- 観光地やイベント会場周辺は渋滞しやすくなります。
- 時間に余裕を持った運行計画を立て、焦らず安全運転を！



④ 落ち葉・濡れた路面に注意！

- 落ち葉でスリップすることがあります。
- 特に雨の日や霧の上、カーブでは速度を控えめに。



「急」のつく運転操作は厳禁！

⑤ 積荷の確認・固定の徹底を！

- 収穫物や資材など、荷物が増える時期です。
- 出発前・休憩後には、必ず積荷の固定状態を確認しましょう。



荷崩れは重大事故につながります！

⑥ 歩行者・自転車への思いやり運転を！

- 日没が早く、歩行者や自転車が見えにくくなります。
- 交差点や住宅街では特に注意し、思いやりのある運転を。



安全運転の基本

「ゆとり・目配り・思いやり」で、事故ゼロを目指しましょう！



奈良労働局からのお知らせ

奈良県最低賃金

時間額 1,107円

令和8年10月4日発効



奈良労働局・労働基準監督署

奈良県最低賃金が改定されました

奈良県最低賃金 時間額 1,107円

【発効日】令和8年10月4日

奈良県最低賃金は県内で働くすべての労働者に適用されます。

奈良労働局賃金室 0742-32-0206

厚生労働省 HP「賃上げ」支援助成金パッケージ
支援策の詳細は HP をご覧ください

荷役災害 多発!!

本年既に
死亡災害
2件発生!

いずれも
荷役作業中
の災害です



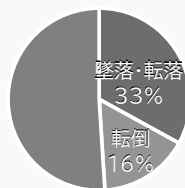
奈良県内の道路貨物運送業の労働災害発生状況
(令和8年6月末現在)

死亡災害
2人
発生
(いずれも荷役作業中)

休業4日以上
の死傷災害
49人
(前年同期比14%増)

事故の型別(令和8年6月末現在)

本年発生した労働災害のうち



「墜落・転落」が最も多く33%、
次いで「転倒」が16%を占めています。
荷役作業時の安全対策を
再点検しましょう!

本年6月までに、奈良県内の道路貨物運送業において、
荷役作業中における死亡労働災害及び
休業4日以上
の労働災害がともに多発しています。

人は、幸福な生活を実現するために働いているのであり、
働くことで生命が脅かされることは
決してあってはなりません。



荷役作業では、慣れや作業手順の省略から災害が発生します。
あなたと大切な仲間の命を守るため、今すぐ再点検を!

厚生労働省

奈良労働局

荷役作業 5つの重点対策

1 リスクアセスメントの実施と措置の徹底

□ 荷役作業の危険性又は有害性を把握しましょう。

□ リスクアセスメントの結果に基づき、災害防止措置を講じましょう。



危険の見える化が第一歩です！

2 作業手順の整備と作業指揮の徹底

□ 安全な作業手順を定め、周知・遵守を徹底しましょう。

特に、1個又は1単位(荷の入った1つのロールボックスパレット等)の荷でその重量が100kg以上の積卸し作業では、労働安全衛生規則第151条の70に基づき、作業を指揮する者を定め、以下の事項を確実に実施しましょう。

- ① 作業手順及び作業方法の決定
- ② 作業の直対指揮
- ③ 器具・工具の点検
- ④ 関係労働者以外の立入禁止

作業指揮者の指示のもと、安全な手順で作業を！

3 墜落・転落災害防止対策の徹底

□ 荷台、荷の上・高所での作業では、昇降設備を使用しましょう。

□ 三点支持の励行と、保護帽の着用を徹底しましょう。

□ 墜落制止用器具を適切に使用しましょう。

□ 荷締め・シート掛け・シート外し等は、できる限り地上で実施しましょう。



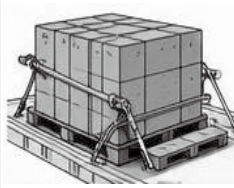
「昇らない・乗らない・無理しない」が基本です！

4 荷の落下・荷崩れ災害防止対策の徹底

□ ロープ解き・シート外し・あおり開放等の作業では、荷台上の荷の落下の危険がないことを十分確認してから作業を開始しましょう。

□ 運搬中の荷崩れ防止措置を確実に行いましょう。

□ 作業開始前に荷の状態を確認し、安全な作業方法で実施しましょう。



荷崩れ・荷の落下は重大災害につながります！

5 安全衛生教育の実施と保護具着用の徹底

□ 荷役作業に関する安全衛生教育を定期的に実施しましょう。

□ 災害事例を活用した危険予知活動(KY活動)を推進しましょう。

□ 作業内容に応じて、保護帽・安全靴等の必要な保護具を着用させ、使用を徹底しましょう。



教育と意識づけで災害ゼロを目指しましょう！



「いつもどおり」の作業こそ、危険が潜んでいます。
作業前に必ず危険を確認し、安全作業を徹底しましょう。



荷役作業の安全対策ガイドライン

荷役作業での労働災害を防止するために取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸上貨物運送事業者の皆様へ

荷役作業での労働災害を防止しましょう！
「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

労働災害は長期的には減少傾向にありますが、陸上貨物運送事業については、過去20年間、減少傾向が見られません。

特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は供主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車運転者が被災しています。

そこで厚生労働省では、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害の防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。

運送事業者の皆様と供主先が連携・協力して、荷役災害の防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。



荷役5大災害防止対策チェックリスト

荷役作業における死亡災害の約8割を占める荷役5大災害を防止するためのチェックリストです。

項目	チェック項目	確認
1. 荷役作業の危険性又は有害性を把握しているか	荷役作業の危険性又は有害性を把握しているか	○
2. リスクアセスメントの結果に基づき、災害防止措置を講じているか	リスクアセスメントの結果に基づき、災害防止措置を講じているか	○
3. 安全な作業手順を定め、周知・遵守を徹底しているか	安全な作業手順を定め、周知・遵守を徹底しているか	○
4. 作業指揮者の指示のもと、安全な手順で作業を行っているか	作業指揮者の指示のもと、安全な手順で作業を行っているか	○
5. 荷台、荷の上・高所での作業では、昇降設備を使用しているか	荷台、荷の上・高所での作業では、昇降設備を使用しているか	○
6. 三点支持の励行と、保護帽の着用を徹底しているか	三点支持の励行と、保護帽の着用を徹底しているか	○
7. 墜落制止用器具を適切に使用しているか	墜落制止用器具を適切に使用しているか	○
8. 荷締め・シート掛け・シート外し等は、できる限り地上で実施しているか	荷締め・シート掛け・シート外し等は、できる限り地上で実施しているか	○
9. ロープ解き・シート外し・あおり開放等の作業では、荷台上の荷の落下の危険がないことを十分確認してから作業を開始しているか	ロープ解き・シート外し・あおり開放等の作業では、荷台上の荷の落下の危険がないことを十分確認してから作業を開始しているか	○
10. 運搬中の荷崩れ防止措置を確実に行っているか	運搬中の荷崩れ防止措置を確実に行っているか	○
11. 作業開始前に荷の状態を確認し、安全な作業方法で実施しているか	作業開始前に荷の状態を確認し、安全な作業方法で実施しているか	○
12. 荷役作業に関する安全衛生教育を定期的に実施しているか	荷役作業に関する安全衛生教育を定期的に実施しているか	○
13. 災害事例を活用した危険予知活動(KY活動)を推進しているか	災害事例を活用した危険予知活動(KY活動)を推進しているか	○
14. 作業内容に応じて、保護帽・安全靴等の必要な保護具を着用させ、使用を徹底しているか	作業内容に応じて、保護帽・安全靴等の必要な保護具を着用させ、使用を徹底しているか	○



ロールボックスパレット・テールゲートリフター 使う前の5つの基本チェックリスト

ロールボックスパレットとテールゲートリフターの作業前点検リストです。

ロールボックスパレット 使う前の5つの基本チェックリスト	
確認項目	確認結果
1. ロールボックスパレットを扱う際は、次のチェックリストで、基本の作業手順を確認しましょう。あらかちやめりめたり、そしてあらかちの運搬や荷役の危険性を防止するため、すべての確認にチェックがつかない限りは作業を中止してください。	
テールゲートリフター 使う前の5つの基本チェックリスト	
確認項目	確認結果
1. テールゲートリフターを使う際は、次のチェックリストで、基本の作業手順を確認しましょう。あらかちやめりめたり、そしてあらかちの運搬や荷役の危険性を防止するため、すべての確認にチェックがつかない限りは作業を中止してください。	
2. 作業前点検リスト	
確認項目	確認結果
1. 作業前点検リスト	
2. 作業前点検リスト	
3. 作業前点検リスト	
4. 作業前点検リスト	
5. 作業前点検リスト	



詳しい対策は
こちらの資料を
ご活用ください

スマートフォン等
で二次元コードを
読み取ってご覧
ください。



第31回奈良県消防操法大会

令和8年9月5日（土）、近畿運輸局奈良運輸支局構内で、県内の消防団がポンプ車による火災消火を想定した基本操作の速さ、正確性、規律の正しさを競う大会が開催されました。

開 会 式



▲小型ポンプ操法



▲ポンプ車操法

表 彰 式



閉 会 式



▲竹林 奈良県副知事



▲大内 奈良県危機管理監

トラック奈良 2026 年10月 第 390 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6

TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212

編集発行人 塚本哲夫

編集委員長 奥田幸一

トラックの日PR活動

令和8年9月21日(月)

